

I R（統合型リゾート）に関するグループインタビュー（札幌会場⑦） 議事録

日時：令和元年10月15日（火）18：30～19：30

場所：道庁別館地下1階大会議室

〔道からの説明〕

（道担当者）

まず、最初に本日の趣旨などについて説明します。統合型リゾート I R につきましては、昨年の7月に I R 整備法が成立し、全国各地で導入に向けた動きが本格化しているなかで、北海道では、I R の誘致の是非について検討を行っている状況です。一方で、報道機関の世論調査で、I R をよく知らないという方々が多くおられたことから、私どもは、皆様のお手元に配られている冊子「もっと知りたい！ I R」を作成し、これを活用して、まずは分かりやすい情報の発信に努め、十分な情報をご提供し、その上で誘致についての見解などを伺っていくこととしています。

今日は、住民基本台帳から無作為に抽出をした二十歳以上の男女の方のうち、ご参加にご協力いただいた方にお集まりいただいています。今日はこの冊子を使ってご説明したうえで、質疑などの時間を取って、後ほどお手元に配布させていただきますアンケート用紙にご記入のご協力をいただくという流れで進めたいと思います。ここまでについてご質問はありますか。よろしいですか。では、説明に入りたいと思います。

お手元の冊子をご覧ください。冊子は、I R とは何かということ、それから I R を導入した場合の効果、それと導入した場合の懸念・課題という三部構成でつくっています。

まず一部、昨年7月に成立した I R 整備法で、特定複合観光施設・I R はカジノ施設と国際会議場施設、展示施設、また日本の伝統文化・芸術などを活かした公演などによる観光の魅力増進施設、それから送客施設、宿泊施設から構成される一群の施設で、民間事業者によって一体的に整備・運営されるものと定義づけられています。これを分かりやすく説明したのがこの絵になりますが、I R は会議場やホテル、またショッピングやレジャー施設などの様々な施設とともに、それらを収益の面から支えるカジノを民間の資金によって一体的に整備、運営する施設になります。日本にある施設で例えますと、ディズニーリゾートのようなテーマパーク、それからパシフィコ横浜のようなコンベンション施設を一体的に運営するイメージになります。その他に日本の伝統文化などの魅力を発信する施設等が設けられることになっています。

続いて、他国の I R を3つご紹介させていただきます。まず一つがラスベガスの事例ですが、現在のラスベガスはカジノだけではなくて、ホテルやエンターテインメント施設など、様々な施設を併設し、大規模な会議、展示会なども多く開催され、アメリカの中でも有数の展示会ビジネスの盛んな地域として、カジノ以外の非カジノ部門の売り上げが全体の6割

以上を占めている状況です。

次は、ドイツのバーデン・バーデンの事例をご紹介します。これは自然や地域の特性を活かした I R としてご紹介をしています。ここは古くから温泉街として知られていて、多くの文化人の社交場としても栄え、街にはコンサートホール、美術館などがある、街全体で一つの I R のような役割を果たしている状況です。

最後にシンガポールのセントーサ島の事例ですが、これはリゾート型の I R として 2010 年に開業され、コンベンション施設、宿泊施設の他、ユニバーサル・スタジオ・シンガポールや水族館など、様々な施設が併設されています。

以上、3つの I R をご紹介しました。次のページからは、三部構成のうちの二部目、I R にはどのようなメリットがあるかご紹介をしています。

5 ページ目ですけれども、仮に北海道に I R を設置した場合における直接的な効果としては、来道者が増加し、税収が増加することを想定しています。この数字ですが、道庁では平成 29 年度に試算を実施していきまして、海外における I R の集客実績や、国内のレジャー動向などを基に試算しています。I R 整備法が昨年 7 月に成立していますが、それ以前の試算ですので、前提条件としてはまだまだ不確定の要素も多いなかで整理をした数字になります。仮に北海道に I R を誘致するとなった場合には、施設の規模、内容を明確にしたうえで、より精緻な試算が必要と考えています。

ページの中程に、北海道に I R を導入した場合に期待される経済効果として、I R の訪問者数が最大で年間約 860 万人と試算しています。I R 整備法では日本人の入場者に対して、24 時間単位ですけれども、6,000 円の入場料が賦課されますが、そのうちの半分の 3,000 円が、カジノ事業者から都道府県などへ納付が義務づけられているので、税収等として、最大で年間約 234 億と試算したところです。一番下の青囲みのところですが、I R 整備法では、都道府県などはこの納付金の額に相当する金額を観光振興、地域経済の振興に関する施策、社会福祉の増進、文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に当てることにしています。たとえば二次交通の充実や、全道的な課題解決のための安定財源としても期待されるところです。

6 ページに移りますけれども、北海道全体でどのようなインパクトがあるのかということですが、I R に関連する新たな産業ですとか、雇用の創出によって、本道経済の好循環がもたらされると期待されます。北海道の経済は、公共事業などの公的事业に依存する構造になっていますが、I R がもし設置されるとなった場合には、それをきっかけとして関連する産業への民間投資が呼びこまれ、今まで道外に流れていた資本が道内で循環して、民間主導の経済構造への転換が加速することが期待されます。また、新しい雇用の場が生まれるので、希望する職種、待遇を求めて、今まで流出していた人材の U I ターンの促進も期待されます。ただ、現下の課題としては人手不足ですから、人材確保の手法によっては人手不足を助長する懸念ももちろんあります。仮に誘致するとなった場合、道外に職を求めている若年層のマッチングや道外からの U I ターンの促進、そして外国人材の受け入れなどに重点を置いた

取組が必要と考えているところです。

7ページからですが、ここからは課題について整理をしています。皆さん新聞等でご覧になっているとおりに、カジノがよく話題になるので、最初にその部分を説明します。

まず、I Rにカジノを設置するのはなぜかということですが、I Rはカジノ施設と国際会議場施設、そして宿泊施設などから構成される一群の施設と規定されているので、カジノはI R整備法で必置とされています。今、政府が導入を目指している日本型I Rは、大規模で質の高い国際会議場やホテルなどを民間事業者が整備して運営するものです。こうした施設を維持して、さらに魅力ある施設とするために、新たな投資を継続して行うためには、カジノが安定した収益源として位置づけられています。

ただ、この日本型I Rに設置されるカジノについては、厳しい規制と管理のもとに特別にカジノを合法化することになっています。刑法の中で賭博は違法行為となっているのですが、カジノに関しては、カジノ管理委員会が設置されて、その免許を受けた区画で行うカジノ行為は刑法の185条、186条が適用されないこととされています。それから、カジノの収益は、I Rの維持と投資だけで行われるのではなく、収益の30%が国と地方に半々に納められるので、それらが公益のために活用されます。

最後のところに、既存の国内で特別法によって合法化されている宝くじや競艇、競輪、オートレース、競馬など、公営競技等とその目的について整理をしています。

8ページに移りますが、参考までに他の国でカジノを認めている国がどのくらいあるのかですが、2013年の時点で、世界で201か国、地域があり、そのうち127か国、地域で合法化されている状況です。

9ページです、日本にはもう既に、先ほど申し上げた競馬、競輪や宝くじ、パチンコがあるので、それとカジノを比べて整理をしています。公営競技のレース場やパチンコ店は全国各地にありますけれども、I Rが設置されるのは、全国で最大3か所になっています。全国で最大3か所が設置許可されるのですけれども、それぞれのI Rに設置されるカジノの総床面積が、法律の中でI R施設全体の床面積の3%以下と決められています。それから、オンラインカジノは禁止され、安易な入場を抑えるために、日本人などは1日あたり6,000円の入場料が徴収されます。

下の方の10ページ。報道などで言われているご懸念の声として多いのが、ギャンブル依存症ですが、全国的にも懸念の声を多く聞くところです。新しいカジノというギャンブルを解禁することで、新たなギャンブル依存の問題が発生するリスクがあることは事実です。こうしたリスクを最小化するために、国で考えているのが機会の限定であり、全国で最大3か所に限定します。それからオンラインカジノは禁止し、それと入場制限、これは連続した7日間で3回まで、28日間で10回まで、それから6,000円の入場料を日本人などには賦課し、厳格な本人確認などの規制に加えて、相談支援や予防教育といった既存のギャンブルを含めた総合的な依存症対策が行われることになっています。

昨年7月にI R整備法が成立したのと同じタイミングで、ギャンブル依存症対策の抜本

的な強化を図るために、国ではギャンブル等依存症対策基本法を制定しました。今、北海道におきましても、I Rの誘致にかかわらず、ギャンブル等依存症対策基本法に基づいて、推進計画の策定を進めており、ギャンブルで悩んでいる方を一人でも少なくしていくために、自治体や支援機関が連携して、発症・進行・再発予防といった、各段階における依存症対策に取り組もうとしています。

次の11 ページで、先ほど世界の事例をご紹介したのですが、カジノを解禁した国で、どのような状況なのかということです。実際にギャンブル依存症対策が不十分な状態でカジノを解禁した国というのは、定量的なデータはないのですが、カジノにのめり込む人々が社会問題になった事例があります。そのような中、2010年に解禁したシンガポールですが、ここは2010年に2か所のI Rが開業して、開業したときは2.6%、それからI Rの導入の機会に、開業前から依存症対策の国家機関、依存症専門クリニックなどを設立し、総括的な対策を行っているためと考えられるのですが、開業してからは依存症の比率が減少傾向にあるというデータが出ています。

12 ページですが、シンガポールではギャンブル依存症の比率が少なくなっていますが、うまくいかなかった例はあるのかということで、不十分な状態でカジノを解禁し、カジノ開業後、負の影響が社会問題化した事例が事例1になります。ギャンブル依存症などの社会影響対策が不十分だったので、車や貴金属を質入れしてカジノにのめり込む人や、帰るお金もないほどお金をつぎ込む人が増えるなど、治安の悪化が問題となった事例としてご紹介しました。

事例2ですが、これは周辺にカジノができて、過当競争の結果、カジノ以外の収益源が見出せなかったことで、一時的にカジノの倒産が相次いだ例もあります。仮にI Rを誘致した場合には、開業前から様々な影響を想定して、対策を考えることが大切だということです。

13 ページになります。その他によく懸念の声として聞かれるのが、青少年の健全育成や治安への影響です。I R整備法では事業者に対して、従業員だけではなく、株主、そして取引先に反社会的勢力がいないかなどの厳しい背面調査が行われることになっていて、健全な事業者だけに免許が交付されて、I Rが運営できることになっています。

それから、カジノ施設に反社会的勢力の人が入場するのではないかとありますが、マイナンバーカードなどを利用して本人確認が行われ、こうした反社会的勢力が入場できない仕組みがつけられます。青少年も二十歳未満のカジノ入場は禁止されますし、広告の掲示できる場所を限定しており、若い方々がカジノの広告を目にすることがないようにしくみも整えられています。

このような課題の他、14 ページをご覧になっていただきたいのですが、ギャンブル依存、青少年の育成、治安以外に、自然環境です。候補地の生態系、水質、景観、それらに十分配慮した施設整備を行う必要があること、I Rに限らずですが、大規模な施設が整備されたときには、自然環境への配慮もそうですし、継続して運営できるような整備の方向性を検討することが大切です。

その他として、水道・ガス等のインフラ整備をどうやっていくのか、その費用をどうするのかといった課題もあります。

最後になりますが、今申し上げたように、いろんなことに配慮しなければいけないということで、これらの説明でメリットがどういうものか、それからデメリット、皆さんの理解を深めるきっかけになっていただければと思います。説明は以上です。

〔ご意見・質疑等〕

(参加者A)

よろしいですか。今日の進め方としては、こういう形なのでディスカッションするのかなと思っていたのですが、そうではない？

(道担当者)

よく企業でやられているグループインタビューでは、いろいろ意見交換しながら参加者の嗜好などを把握していくというものですが、今回については、私どもの方で恣意的に、皆さんの賛成や反対などといったご意向を誘導することがないように、法律等に基づく事実についてご説明しあげて、そこで中身についてのご質問をいただいて、アンケート調査にお答えいただくという進め方にしています。

(参加者B)

たとえば、日本に来るお客様を考えたときに、中国の方が多いと思うのですが、立地条件ですとか、規模の大きさを考えると、私はマカオをすぐ想像したのですが、あえてここにマカオを載せていないのは何か理由があるのでしょうか。

(道担当者)

皆さんご承知の有名な事例としてラスベガス、そしてシンガポールは日本型IRの参考にされたところなので、ドイツの事例は自然地域の特性を活かした例ということとで紹介させていただきました。

(参加者B)

なぜマカオを載せなかったのかと尋ねたかという、マネーロンダリングの部分なので、中国って国外持ち出し金額の上限があり、ジャンケットのエージェントの問題が出てきます。私は、一般のお客様よりも、カジノの売り上げの8割を占めると言われているVIPの海外からのお客様に対するの対策です。チップの持ち出し規制は、そもそもチップは持ち出せないと思うのです。VIPのお客様は、まずたとえば1億円だったら1億円をあらかじめエージェントにお願いしてチップにします。チップにすると、物品扱いになり、

現金ではなく物品としてチップになって、ローリングチップをカジノのVIPのテーブルの中で使い切るという話ですけれども、仮にカジノをやっていくなかで、1億円が2億円になったときは、売上分は換金できて、ローリングチップとキャッシュの部分のチップというところでも、ジャンケットの口座に給金して、自分の自国に持ち出したりとか、雇用の創出という部分でも外国の企業がどんどん参加してくると思うのです。私が想像しているのは、ニセコも外資がどんどん入ってきていますし、そうなったときにカジノの運営も、日本のみ企業だけではなく、外資も入ってくることを念頭に考えた場合に、雇用、雇用と言っても日本人がどの立ち位置で働くのかということもすごく大事になってくると思うのです。単純労働的な部分だったりとか、IR部門の重要なセクションには日本人がなれないような仕組みができていたりとか、そこには当然家族の方もいるでしょうから、外国人のお子さん達の学校の問題だったりとか、というところも少し聞いてみたい部分ですけれども、ジャンケットの対策を教えてください。

(道担当者)

一点ご質問の趣旨について確認させていただきたいのですが、それはジャンケット規制があるから、中国からとか、たとえばアジアの裕福なお客様がカジノを利用しにくくなるのではないかという話なのか、それともそもそもマネーロンダリングの心配があるから、そちらの規制についての具体的なご説明の方なのか、どちらでしょうか。

(参加者B)

VIPの方が利用しにくくなるわけではなくて、むしろVIPの方は中国でお金が使えないからカジノに来て、お金を使って落としていかれるのですけれども、結局私たちの見えないお金が動いてきて、ローリングチップとキャッシュチップのやりとりのなかで、カジノが銀行としての働きがあるのではないかと私を確認したいです。

結局マネーロンダリングをされてしまうと北海道にお金が下りるといっても、世界の資本家たちの私服を肥やすだけになっていないかなという心配を私は感じます。

(道担当者)

ちょっとお時間をいただいてもよろしいですか。具体的な細かな法律上の規制の状況をお知りになりたいということですよ。

(参加者B)

もしわかるのであれば、具体的に対策することが大切と説明があったので、現時点で道庁が考えられていることを教えてくださいと思います。

(道担当者)

具体的に道庁としてこうするという事はまだないです。誘致する、しないは判断していない状況なので、I R整備法の中では、どういう規制がされているのかをお答えしたいと思います。

(参加者B)

でも、誘致に当たってその問題は当然出てくると思うのです。誘致を検討するとなった場合には、その問題は避けては通れないのではないのかなと私は思うのですけれどもね。

(道担当者)

大事なご意見だと思うのですけれども、私どもの状況としては、I Rを誘致するかしないかを検討している状況であって、道民の皆さんには基本的な情報のご提供をして、その上で道民の皆さんのご意向を把握することが1点と、自然環境とかいろいろな課題があって、その対応方向の整理をすることが必要と考えています。課題については、それから先、もし誘致をするとなったときに、事業者などと一緒に検討していく部分もあります。

(道担当者)

マネーロンダリングで一般的に考えられる例として、たとえば100万円チップに替えました、それでほとんど遊ばずに99万円換金しましたということが考えられます。既存の施設では、そういった不正なお金の動きは厳しく監視されていますので、不当な取引は電子的に分かるようになっていると聞いています。

法律的な決まりですとか、枠組みの話ではないのですけれども、一点マネーロンダリングの例としてご紹介いたしました。

(道担当者)

また、I R整備法の中では、一定額以上の現金取引の報告が義務づけられているなど、規定されています。

(道担当者)

100万円以上やりとりしましたとなったら、それを必ず報告しないといけないということです。

(参加者B)

私が言っているのはそこではなくて、VIPの話です。大王製紙の会長でしたっけ。一般の方は、カジノに行ってチップに換金しますけれども、VIPの方ってあらかじめ、もちろん現地でも購入できるのですけれども、ジャンケットを通じて...

(道担当者)

日本の場合はジャンケツ規制をされており、そもそもVIPの方に融通するようなジャンケツ業務は、IR整備法において一切禁止になっていますので、そういったかたちでのマネーロンダリングは日本の枠組みの中では、想定されていないものと認識しています。

(参加者B)

では、道はジャンケツのエージェントは入れずにカジノのIR運営をするということと考えていらっしゃるということですか。

(道担当者)

我々が考えているのではなく、国の法律でそのように決まっています。

(参加者B)

それで国としては運営が成り立つと考えていらっしゃるということですね。

(道担当者)

法律上はそう規定されています。

(参加者B)

そうしますと、VIPの人たちは、たとえばマカオだと最低限でもチップ1枚14万円で1枚ずつ賭ける人はいないわけで、少なくとも1回につき10枚、140万円賭けていくカジノをされるなかで、ローリングチップは最初に1億円カジノでチップとして換金すると、その1億円を使うしかないわけじゃないですか。その1億をチップとして、自分のジャンケツを通して手元に置くから、その1億円を全部カジノの中で使い切るしかないわけですよ。それというのは、中国人は持ち出し制限がありますので、事前に自分の遊ぶ1億円だったら1億円のチップをお願いしておくことはできないわけですよ、あくまで個人でやっていますので。仮に自分のところで日本に来て、使ってしまったとして、さらに遊びたいってなったときにもジャンケツがないので、それはそこで終了になりますよね。そういう運営をされていくっていう。

(道担当者)

法律上の仕組みとしては、そうになっています。

(参加者B)

日本では、分かりました。カジノ運営の中でそのように運営する事例は初めて聞いたので勉強になります。では、日本は世界と全く違う運営方法でやっていくのですね。ジャンケッ

トを通さないで、ということは。

(道担当者)

そうですね。他にも何かございましたら、お気軽にご発言ください。

(参加者C)

一人入場料が6,000円ですけれども、そのうちの3,000円は道の方に納入される？

(道担当者)

設置をした都道府県等に納付されることになります。

(参加者C)

ということは、6,000円のうちの3,000円は都道府県に。なるほど。それで誘致したところには、だいたい何パーセントとか、どこから何パーセントというのは。

(道担当者)

3,000円とカジノの粗収益の15パーセントが都道府県等に納付されます。

(参加者C)

わかりました、ありがとうございます。

(参加者B)

カジノの運営業者はどうやって決めていかれるのですか？

(道担当者)

国が基本方針の案を提示しています。その基本方針が決定されると、次は誘致をしようとする都道府県等で実施方針を策定します。誘致をしようとする都道府県等はその実施方針に基づいて、IR事業者を公募するのですが、そこで手挙げをされた事業者を選んでいくことになります。

(参加者B)

それは日本の企業だけでなく、外国の企業も含めてということなのですね。カジノ運営、IRの施設の中で海外の企業が運営して、そこで日本人が働くことがあり得るということですね。

(道担当者)

そうです。

(参加者B)

仮に苦小牧に誘致することになった場合、外国の方たちも来て、義務教育を受けられたりですとか。

(参加者D)

入場料の6,000円ですけれど、それを払えば、たとえば遊園地だとか施設をつくったときに、そっちの方もタダになるのですか？その6,000円を払うことで、遊園地が遊び放題になるとか。

(道担当者)

カジノに入場するときに、日本人などは6,000円賦課されるという仕組みです。

(参加者D)

遊園地とか他の施設に入るときには別の料金を払うのですね。

(道担当者)

施設によってはそうなるところもあるかと思われます。

(参加者B)

すごく基本的なことで申し訳ないのですが、韓国ってパチンコとパチスロってありましたっけ？

(参加者)

韓国では禁止されましたね。

(参加者B)

カジノは良いのですよね。日本はすごいですね、競馬からパチンコから。

(参加者E)

進め方というか、今後の話になるかと思うのですが、今日の我々の意見交換がどういうふうにご利用されて、これから北海道としてカジノの良い悪いを表明することになると思いますが、スケジュール感というか、どんなことをやりますか。と申しますのも、今お話を聞いていて、雇用ですとか、経済効果とかが語られがちになると思うのですが、当然治安ですとか、外国人ってどこの担当になるのかという話とか、経済部だけでは抱えきれな

い話も出てきていると思いますので、そういう議論がどうかたちで今後進んでいくのかというところが。

(道担当者)

まず、この意向把握の取組はだいたい11月下旬までにというスケジュールでやっています。9月の議会では、知事が、年内に誘致をするかしないかを判断すると答弁をしています。

今、私たちとしては、報道でIRをよく知らないという方が約6割いたこともあって、道民の皆さん方に、IRに関する情報を提供しています。こういうグループインタビューだけではなくて、先週札幌でも行いましたが、ご参加を希望される方々に自由に来ていただく形式の地域説明会も行うこととしており、その場でも意向把握をします。そういういろいろな取組もした上で情報をきちんと整理をして、誘致の判断を年内にすることとなります。

今おっしゃられた経済部だけの話ではないということですが、自然環境ですとか、いろいろな問題がありますので、道庁内の関係各部と今想定される課題についての検討も進めているところです。

もし誘致をするとなったときには、よりいっそう課題の精査を深めていくこととなります。

(参加者F)

今のお話はカジノの話が中心で、全体像が見えないなかでカジノの話ばかりで、総合リゾートとは言うけれど、他も面積とか施設のウエイト、割合というか、そういったものなかで遊園地的なものがどのくらいあったり、いろんなレジャー施設がどのくらい入って、どんなかたちになるのか見えない漠然としたなかで、今一番心配しているのはカジノのギャンブル依存症の問題が表に出てきて、それ中心に動いているだけで、全体像が見えない。具体的に、賛成・反対って結論出ないな。

(道担当者)

今日の意向把握は、誘致を賛成するか、反対するかをお聞きするのではなくて、皆さんがIRのどういうところに期待をされるのか、どこに不安を感じられるのかをお聞きすることになっています。今おっしゃられたように、実際にもし誘致をするとなった場合には、どういう規模のもので、どういう施設が、それを踏まえた上での課題整理をしていかなければならないと思います。具体に見えない中では、わかりにくいというのはご意見として承ります。

(道担当者)

平成29年に、仮に北海道にIRをつくらせたらどのような施設を計画しますかという調査を行っており、それは誘致を前提にしたものではなくて、あくまで判断の材料とした調査ですけれども、その中ではアウトドアに関するレジャー施設や、北海道の自然を活かした

エンターテインメント施設をお考えになっている事業者がいらっしゃいました。

(参加者F)

そうしてどうするのですか、民間が運営するの？どこかメインになるところが全部の部門を兼ね備えるのか、部門ごとに別の会社が入ってきてやるのか。

(道担当者)

事業者の考え方とかがあると思うのですが、法律上は一社で全部ということだけではないです。

(参加者F)

今話を聞いていると、私の感覚だからなんとも言えないけど、消費税をやるよって言う話が上から来て、下から積み上げたものではないからパニック状態になっているでしょう。こういう状態が起きるんじゃないの？全体像もはっきりしていないなかで、IRやるって決めた、これからいろんなもの検討していくよってなったときに、問題が起きてこない？

(道担当者)

仕組みをお話すると、国で基本方針を策定しているところで、この、国が策定する全体の方針を踏まえて、今度は、誘致しますという都道府県や政令市が、自分のところの方針をつくると、法律上なっています。それを踏まえ、都道府県などでは、事業者を公募し、選定をします。最終的に、都道府県等と事業者と一緒に計画をつくって、国に認定申請を上げて、国が認可するという流れで進んでいくのですが、事業者と都道府県等と一緒に、どういうものをつくるかという計画をつくって、国に手を挙げる中で、具体的などは見えてくることとなってきます。

(参加者B)

今、手を挙げるかどうかという話ではあると思うのですが、一方でカジノ関連の海外の事業所が苫小牧に事務所を構えているですとか、実際にカジノが始まる前から事務所を設けて活動していると、水面下で進んでいるのではないかなと不安を抱きましたし、パチンコ・パチスロが韓国にあるのかというのも即答できなかったのは、残念な気持ちになりました。

(道担当者)

即答できずに大変申し訳ありません。

苫小牧市に事業所を設置されているというのは、民間事業者の取組です。

(参加者G)

収益がある前提のお話をされていますけど、赤字になるとは考えていないのですか。その場合、道民の税金から持っていかれちゃうのかなと。

(道担当者)

民間の事業者が設置して運営されるものなので、税金で補填することは想定していません。

(参加者H)

勉強不足なのですが、たとえば賛成されて、北海道に誘致されると決まったときに、何年後を目処にIRが開園する、動き出すと考えているのでしょうか。

(道担当者)

国が策定しようとしている基本方針の中で、いつまでに認定申請をするのかというスケジュールは示されていません。

(以上)